

基安安発0612第5号
令和7年6月12日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

令和7年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）
の推薦について（依頼）

平素から労働災害防止対策について、格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、標記顕彰については、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。「職長等」に該当する者の例については、下記5（1）又は本通知末尾に記載の厚生労働省ホームページを御参考にしてください。）を顕彰し、職長等の安全管理に対する意欲を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図るため、平成10年度から実施しているところであり、今年度も、別添1「製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領」に基づき、令和8年1月に実施する予定としています。

つきましては、業務御多忙のところ誠に恐縮ではありますが、貴団体等の関係企業等におきまして、本顕彰制度の趣旨に沿い、別添1の3の顕彰基準を満たす候補者がおられましたら、下記により御推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1 推薦者数

一次審査団体等（厚生労働省が決定する事業者団体、労働災害防止団体等で貴団体含む）ごとに2名以下。

2名推薦する場合は優先順位をつけてください。別添1「製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領」（以下「要領」という。）の7（1）で、顕彰者数の総枠を示していることから、優先順位が下位の者は顕彰対象とならない場合もあります。

2 推薦書類提出期間

令和7年9月22日（月）から同年10月3日（金）まで【消印有効】

3 推薦書式及び提出方法

「要領別紙1」により貴団体から下記6の提出先に提出願います。

推薦書類は、要領の5(1)により、「厚生労働省のホームページからダウンロードした所定のエクセルファイル」、「所定のシートを印刷した紙媒体」及び「資格等写し」の3点の提出を必須としますので、別添2の記入例を参考にして作成してください。

なお、エクセルファイルのダウンロードができない場合は、貴団体の担当者の方を通じて、下記6担当者あてに御相談ください。

4 顕彰式典について

実施予定である。(令和8年1月上旬を予定)

5 その他

(1) 職長等とは、各作業現場の監督者であって、作業現場において労働者を直接指揮監督する地位にあるものであり、その職務は、通常、仕事の段取り、機械設備の保全、職場規律の維持、部下の統率、安全衛生に関する指導、作業員の配置、表彰など多岐にわたります。

なお、これまでに表彰された「職長等」の具体例として、警備業では、「警備隊の隊長」、一般貨物自動車運送業では、「営業所の技能長」、社会福祉施設では、「介護部門の介護主任」、港湾荷役業では、「海運部の班長」、林業では、「伐木集材作業現場の現場総括責任者」、自動車・同付属品製造業等では、「製造部の工長」、セメント・同製品製造業では、「生産課のグループリーダー」、造船業では、「修繕課の作業長」等がありました。

(2) 本顕彰の目的は、要領の1に示してあるとおり、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国の産業の安全水準の向上を図ることを目的としていることから、被推薦者は現在職長等であるとともに、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長能力向上教育を受講(製造業に限る。)しており、顕彰後も一定の期間は、職長等として務めることが予定されている者を原則としてください。

(3) 推薦に当たっては、被顕彰者候補者に対し、顕彰時は氏名及び所属事業場名を公表することの了解を取るようお願いいたします。

(4) 推薦に当たっては、女性候補者の積極的な選出にも御配慮をお願いいたします。

(5) 建設業に属する事業場の方の推薦につきましては、建設業関係団体に対し推薦依頼を行っておりますので、御留意願います。

6 提出先

厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室 あて

所在地：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

電話：03-5253-1111 (内線 5489)

メールアドレス：kentai@mhlw.go.jp

(参考) 厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei01_00006.html

※電子ファイルの提出は、記載のメールアドレスあて提出してください。

製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する者(以下「職長等」という。)を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国の産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、建設業以外の産業(以下「製造業等」という。)の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が通算10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 被顕彰者が、職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上(以下「休業4日以上」)の災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承に積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 被顕彰者が所属する事業場(被顕彰者が職長等として担当した現場外を含む)において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、休業4日以上(以下「休業4日以上」)の災害が発生しており、当該災害の内容及びその職務内容を鑑み、顕彰審査委員会にて対象と認められないと判断した場合は、顕彰しない。
- (4) 被顕彰者が所属する事業場(被顕彰者が職長等として担当した現場外を含む)において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している場合又は労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。
- (5) 所属する事業場(被顕彰者が職長等として担当した現場外を含む)において、顕彰年度の9月30日から遡って過去3年以内に、脳・心臓疾患及び精神障害の

労災認定のある場合、顕彰しない。

5 被顕彰者の決定

(1) 一次審査

顕彰者を推薦しようとする各事業者は、厚生労働省が決定する事業者団体、労働災害防止団体等（以下「一次審査団体等」という。）あてに候補者を推薦すること。被顕彰者の推薦を受けた一次審査団体等は、当該候補者が3に掲げる顕彰基準に該当することを確認の上、推薦書類を厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室に提出する。

なお、推薦書類は、厚生労働省のホームページからダウンロードした所定のエクセルファイル「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦書」、当該ファイルの所定のシートを印刷した紙媒体及び資格等写しをとする。エクセルファイルの送付先は、一次審査団体等に別途教示する。

※ エクセルファイルはシートを増やす等の加工はしないこと。

※ 電子媒体の提出にあたっては、所定のエクセルファイルによることとし、PDFファイル等に変換しないこと。

(2) 二次審査

厚生労働省は、一次審査を経て推薦された被顕彰者について、厚生労働省に設置する顕彰審査委員会で総合的に審査し、被顕彰候補者を選考する。

(3) 決定

厚生労働大臣は、(2)により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

6 顕彰の方法

顕彰は、厚生労働大臣が被顕彰者に顕彰状及び徽章を授与して行う。

7 その他

(1) 顕彰者数は原則80人程度とする。

(2) 職長等は、原則として労働安全衛生法第2条第2項に規定する労働者とする。

ただし、労働安全衛生法第2条第2項に規定する労働者に該当しないが、自ら職長等として作業を行っている場合は、当該事項を証明する書類の添付により、職長等として推薦することができる。

(3) 3の(1)の「実務経験」は、原則として、顕彰候補者が所属する事業場の代表者（以下「所属事業者」という。）の証明により確認する。

(4) 3の(2)の「過去5年以上、休業4日以上の災害が発生していないこと」は、原則として、顕彰候補者の所属事業者の証明により確認する。

(5) 3の(3)の「資格」、「各種安全衛生教育」は、免許証、修了証等により、所属事業者が確認した上で、その写しを提出すること。また、「安全管理、作業指揮等の能力が優秀である」ことは、資格、各種安全衛生教育の受講歴のほか、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の経歴及び推薦書類で確認する。

なお、労働安全衛生法第60条で規定する職長教育の受講を修了したことを証明するものがあれば、推薦書類にその写しを添付すること。（事業者による職長教育を行っており、修了証が発行されていない場合や受講が義務付けられていない業種の場合を除く。）

- (6) 3の(4)に掲げる事項については、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の活動歴等の推薦内容で確認する。
- (7) 5の(1)の事業者による推薦は、別紙1の様式（エクセルファイル）により行う
- (8) 5の(2)の厚生労働本省に設ける「顕彰審査委員会」は、学識経験者等により構成することとし、別途定める。
- (9) 6の「顕彰状」は別紙2、「徽章」は別紙3のとおりとする。
- (10) 推薦書が厚生労働省に提出された後、必要がある場合に、推薦団体、所属事業場の担当者又は被顕彰者に対し、推薦書の内容について、照会する場合がある。
- (11) この要領は、令和7年6月12日から施行する。

| | | | |
|---|-----------------------------|--|--------------|
| 現場における作業指揮等（安全管理含む）に関する経歴及び能力 | | | |
| 現場外での部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継続についての活動歴 | | | |
| 賞 罰 | | | |
| その他参考事項 | | | |
| 所属する事業場に関する事項 | 過去1年以内 | 労働災害発生状況 (休業4日以上の実害概要を記載してください。) | 労働災害発生の有無 |
| | | 安衛法、労基法等の重大な法違反及び保険料未払い等の違法行為の有無（「有」の場合は内容を記入） | 法違反及び違法行為の有無 |
| | 過去3年以内の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定の有無 | | 労災認定の有無 |

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|-----|--|
| 推薦団体名 | | | | | |
| 担当者名 | | TEL | | () | |

記 載 注 意

- 注1. 「氏名」は、特に注意し正式の文字を用い正確に記載するとともに、必ずふりがなをつけること。また、パソコンで変換されない文字の場合、紙媒体の推薦書原本にその正式な文字を朱書きすること。
- 注2. 「氏名」、「所属事業名」、「所在地（都道府県）」については、受賞が決定した際には、厚生労働省ホームページに掲載されること。なお、部署名や工事現場名は掲載しない。
- 注3. 取得した資格の写し、受講した安全衛生教育の修了証の写し等を添付すること。その他必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

以上の記載に相違ないことを証明するとともに、 _____（以下「同人」と言う。）

を安全優良職長厚生労働大臣顕彰の候補者として推薦します。

同人を上記顕彰の候補者として推薦するに当たり、同人の受賞が決定した際には、同人の氏名、所属事業場、所属事業場所在地（都道府県）が厚生労働省ホームページに掲載されることを本人に説明し、了解を取りました。

| | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|
| 所属事業場名 | | | | | |
| 代表者職氏名 | | | | | |

顕 彰 状

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは優秀な作業指揮により
り多年にわたり職場を無災害
に導きさらに後進の指導に力
を尽くすことにより我が国の
産業安全の水準の向上に貢献
し他の模範と認められます
ここに安全優良職長として顕
彰し永くその栄誉を称えます

令和 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 印

徽章



仕様 中央の緑十字部分は七宝
裏面 「令和7年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の文字を刻印

